

2013年個人所得税 (PIT) 確定申告のガイドライン

2014年1月24日に税務総局は2013年PIT確定申告に関するガイドラインとしてオフィシャルレター336/TCT-TNCN (以下、OL336)を発行しました。その主な内容は以下の通りです。

- ・ 居住者の要件のうち、ベトナムにおける住宅等の賃貸期間は暦年で183日以上 (2013年7月1日より前は90日以上) になりました。
- ・ OL336によると、課税所得の確定と計算方法について、2013年1月～6月の課税所得はCircular84/2008/TT-BTC及びその関連規定、7月～12月の課税所得はCircular111/2013/TT-BTC (以下、Circular111) 及びその関連規定に基づくとされています。
- ・ 従前、現物支給所得はグロスアップの対象に含まれていませんでしたが、Circular111によりグロスアップの対象に含まれることになっています。なお、OL336の例9によるとこの変更は、Circular111の発効日である2013年10月1日からではなく、2013年7月1日からとなっている点に留意が必要です。
- ・ 理論的には、強制社会保険はグロスアップ前のネット所得から控除すべきと考えられますが、OL336の例9によると、2013年上半年期の6ヶ月間は、課税所得計算上、グロスアップ後のグロス所得から控除されるとされています。(2013年下半年期の6ヶ月間は、課税所得計算上、グロスアップ前のネット所得から控除されるとされています。)
- ・ 暦年の期中に帰任のためのPIT確定申告をしている個人で、同暦年中に再度ベトナムに入国し、当暦年末まで業務を行い居住者となった個人は全世界所得により、修正確定申告をすることが必要です。ただし、ベトナムに居住していない期間に発生した所得に対して外国で納税したPIT額は、一定の範囲内でベトナムのPIT額から外国税額控除が可能です。

2012年と比べ、2013年の確定申告に何点か相違点がありますので、個人・法人も上記のガイドラインについて留意することが必要です。



Contact us

KPMG Limited

監査・アシュアランス業務
税務・投資・コーポレートサービス
ビジネス・アドバイザー・サービス
ファイナンシャル・アドバイザー・サービス
ITコンサルティング

Japanese Practice

Hanoi

- 谷中靖久
公認会計士(日本) マネージャー
E-mail: yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

- 古屋 秀規
アシスタント マネージャー
E-mail: hfuruya@kpmg.com.vn

- Pham Thi Thu Huong - 日本語可
シニア
E-mail: huongtpham@kpmg.com.vn

46th Floor, Keangnam Hanoi
Landmark Tower 72 Building,
E6 Pham Hung Street,
Me Tri, Tu Liem, Hanoi
Telephone: +84 4 3946 1600
Fax: +84 4 3946 1601

Ho Chi Minh City

- 渡 喬
公認会計士(日本) マネージャー
E-mail: takashiwatari@kpmg.com.vn

- 田村陽一
公認会計士(日本) マネージャー
E-mail: ytamura1@kpmg.com.kh

- Nguyen Thi My Duy - 日本語可
アシスタント マネージャー
Email: duymnguyen@kpmg.com.vn

10th Floor, Sun Wah Tower
115, Nguyen Hue Street
District 1, Ho Chi Minh City
Telephone: +84 8 3821 9266
Fax: +84 8 3821 9267

www.kpmg.com.vn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.